

令和 7 年 7 月 2 日開催
第 8 回新宿区選挙管理委員会臨時会

1 議 案

- (1) 議案第 4 5 号 在外選挙人名簿の登録について
- (2) 議案第 4 6 号 選挙人名簿の抹消について
- (3) 議案第 4 7 号 選挙人名簿の登録について
- (4) 議案第 4 8 号 選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数、
6 分の 1 の数及び 5 0 分の 1 の数について
- (5) 議案第 4 9 号 参議院議員選挙における投票管理者及び同
職務代理者の選任について
- (6) 議案第 5 0 号 参議院議員選挙における投票立会人の選任
について

2 協議・報告等

- (1) 報道機関の取材について

3 その他

在外選挙人名簿の登録について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 7 月 2 日

提出者 新宿区選挙管理委員会
委員長 斉藤 博

在外選挙人名簿の登録について

このことについて、下記のとおり登録する。

記

(1) 在外選挙人名簿登録者

登録者数 9 名 (男 5 名 女 4 名)

(説明)

公職選挙法第 3 0 条の 6 第 1 項の規定に基づき提出するものです。

選挙人名簿の抹消について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 7 月 2 日

提出者 新宿区選挙管理委員会
委員長 斉藤 博

選挙人名簿の抹消について

このことについて、下記のとおり抹消する。

記

(1) 転出後 4 ヶ月を経過した者

抹消者数 8 1 9 名 (男 433 名 女 386 名)

(2) 死亡者

抹消者数 1 0 名 (男 4 名 女 6 名)

(3) 誤載者

抹消者数 0 名 (男 名 女 名)

(4) その他の減

抹消者数 0 名 (男 名 女 名)

(説明)

公職選挙法第 2 8 条の規定に基づき提出するものです。

選挙人名簿の登録について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 7 月 2 日

提出者 新宿区選挙管理委員会
委員長 斉藤 博

選挙人名簿の登録について

このことについて、下記のとおり登録する。

(1) 選挙人名簿登録者

登録者数 3, 7 5 6 名 (男 1,942 名 女 1,814 名)

(説明)

公職選挙法第 2 2 条第 1 項の規定に基づき提出するものです。

選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数、
6 分の 1 の数及び 50 分の 1 の数について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 7 月 2 日

提出者 新宿区選挙管理委員会
委員長 斉藤 博

選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数、
6 分の 1 の数及び 50 分の 1 の数について

このことについては下記のとおり。

記

- 1 選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数 9 2, 0 3 1 人
- 2 選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数 4 6, 0 1 6 人
- 3 選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数 5, 5 2 2 人

(説明)

選挙人名簿登録者 2 7 6, 0 9 2 人

地方自治法第 74 条、第 76 条他

市町村の合併の特例等に関する法律第 4 条他の規定に基づき
提出するものです。

参議院議員選挙における投票管理者及び
同職務代理者の選任について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 7 月 2 日

提出者 新宿区選挙管理委員会
委員長 斉藤 博

参議院議員選挙における投票管理者及び
同職務代理者の選任について

令和 7 年 7 月 2 0 日執行の参議院議員選挙におけるこのこと
について、別紙一覧のとおり選任する。

(説明)

公職選挙法第 3 7 条第 1 項及び同法施行令第 2 4 条の規定に
基づき提出するものです。

参議院議員選挙における投票立会人の選任について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 7 月 2 日

提出者 新宿区選挙管理委員会
委員長 斉藤 博

参議院議員選挙における投票立会人の選任について

令和 7 年 7 月 2 0 日執行の参議院議員選挙におけるこのこと
について、別紙一覧のとおり選任する。

(説明)

公職選挙法第 3 8 条第 1 項の規定に基づき提出するものです。